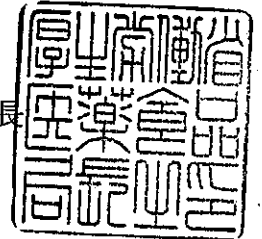


各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成24年政令第245号。以下「改正政令」という。）（官報第5890号）が平成24年9月21日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。）（官報第5890号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
 - (1) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
 - (2) 2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。）
 - (3) 1, 1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
 - (4) トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
 - (5) ヘキサキス（ β , β -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤

- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
 - (1) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
 - (2) 2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有する製剤
 - (3) 2, 3-ジブロモプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤

- (4) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- (5) 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

4 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日（平成24年10月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年12月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年12月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに劇物から除外し、毒物に指定した第1の1（3）に掲げる物であって、改正政令の施行の日現在において存在し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合も含む。）の規定による「医薬用外劇物」の表示がなされているものについては、平成24年12月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しないこととしたこと。
- (3) 改正政令の施行の前にした第1の1（3）に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則を適用することとしたこと。
- (4) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用するものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定したこと。
 - (1) 2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。）

(2) ヘキサキス (β , β -ジメチルフエネチル) ジスタンノキサソ (別名酸化フェンブタズ) 及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。

(1) 2, 3-ジシアノー1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有する製剤

(2) 2-メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及びこれを含有する製剤

3 既に劇物として指定している^{よう} 沃化メチル及びこれを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができるように指定したこと。

4 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定した物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六 十の三 (略)</p> <p>十の四 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン (別名ジチアノン) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。</p> <p>十一 一十六 (略)</p> <p>十六の二 一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤</p> <p>十六の三・十六の四 (略)</p> <p>十七 一十九の三 (略)</p> <p>十九の四 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の五 (略)</p> <p>二十 一二十四の五 (略)</p> <p>二十四の六 ヘキサキス (β・β―ジメチルフェネチル) ジスタンノキサン (別名酸化フェンブタスズ) 及びこれを含有する製剤</p> <p>二十五 一三十一 (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法 (以下「法」という。) 別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 十の三 (略)</p> <p>十一 一十六 (略)</p> <p>十六の二・十六の三 (略)</p> <p>十七 一十九の三 (略)</p> <p>十九の四 (略)</p> <p>二十 一二十四の五 (略)</p> <p>二十五 一三十一 (略)</p>

(傍線の部分は改正部分)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (88) (略)

(89) (169) (略)

三十三〜四十一の二 (略)

四十一の三 二・四―ジクロロ―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

四十一の四 (略)

四十二〜五十 (略)

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―オール及びこれを含有する製剤

五十の三〜五十の七 (略)

五十一〜五十五の二 (略)

五十五の三・五十五の四 (略)

五十六〜九十八の二 (略)

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

九十八の四・九十八の五 (略)

九十八の六 二―メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (88) (略)

(89) 二・三―ジシアノ―四―ジチアアントラキノ (別名ジチ

アノン) 及びこれを含有する製剤

(90) (170) (略)

三十三〜四十一の二 (略)

四十一の三 (略)

四十二〜五十 (略)

五十の二〜五十の六 (略)

五十一〜五十五の二 (略)

五十五の三 一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

五十五の四・五十五の五 (略)

五十六〜九十八の二 (略)

九十八の三・九十八の四 (略)

びこれを含む製剤

九十八の七〇九十八の十

(略)

九十九〇百九 (略)

2 (略)

九十八の五〇九十八の八

(略)

九十九〇百九 (略)

2 (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。</p> <p>十 削除</p> <p>十の二～十九 （略）</p> <p>二十 ヘキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサ ン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピ ンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の三～二十三 （略）</p> <p>劇物</p> <p>一～十一の八 （略）</p> <p>十一の九 （略）</p> <p>(1)～(78) （略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九及び十 削除</p> <p>十の二～十九 （略）</p> <p>二十 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピン オキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 削除</p> <p>二十の三～二十三 （略）</p> <p>劇物</p> <p>一～十一の八 （略）</p> <p>十一の九 （略）</p> <p>(1)～(78) （略）</p>

(79) |
| (145) |

(略)

十二〜五十一の二 (略)

五十二 二―メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及び

これを含む製剤

五十三〜五十八の三まで 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤

六十二〜六十七 (略)

(79) | 二・三―ジシアノー―四―ジチアアントラキノ (別名ジ

チアノン) 及びこれを含有する製剤

(80) |
| (146) |

(略)

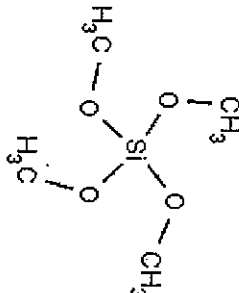
十二〜五十一の二 (略)

五十二から五十八の三まで 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 削除

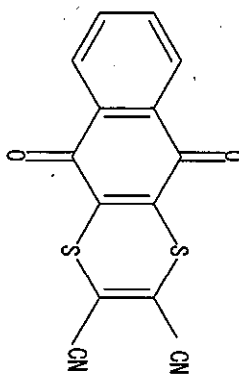
六十二〜六十七 (略)

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
オルトケイ酸テトラメチル	 <p> $C_4H_{12}O_4Si / (CH_3O)_4Si$ 分子量 152.2 CAS No. 681-84-5 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色の液体 沸点:121℃ 融点: -2℃ 相対蒸気密度:5.3 (空気=1) 密度:1.02 g/cm ³ (20℃) 蒸気圧:1.3k Pa (25℃) 溶解性:水に溶けない(分解)、アルコールに易溶 引火点:46℃(引火性液体) 安定性・反応性: アルカリ/アルカリ土類金属、酸化剤、酸、水と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 700 急性経皮毒性 LD ₅₀ (g/kg) ラット 17.4 急性吸入毒性 LC ₅₀ (ppm (4hr)) ラット 53 (蒸気) エルモット 100 (蒸気) 皮膚腐食性 データなし 眼刺激性 カサギ 強度の刺激性	テレビゾラコン 管表面のコー ティング、触媒 調整、高純度 合成シリカ原 料、無機コー 剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物、劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,3-ジシアノ-1,4-ジチアピントラキノン(別名ジチアノン)	 <p style="text-align: center;"> $C_{14}H_4O_2N_2S_2$ 分子量 296.32 CAS No. 3347-22-6 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 暗褐色結晶性粉末 沸点: 分解のため測定不能 融点: 216°C (分解を伴う。) 密度: 1.576 g/cm ³ (20°C) 蒸気圧: 2.71 × 10 ⁻⁹ Pa (25°C) 溶解度: 水 0.27mg/L (pH5) (20°C) ヘキサン 6.34mg/L (20°C) クロロホルム 0.08g/L (20°C) エチルアルコール 1.59g/L (20°C) アセトン 1.76g/L (20°C) 酢酸エチル 0.77g/L (20°C) シクロロキサン 2.01g/L (20°C) 安定性: 80°C以上で分解	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) 678 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂) 0.280(ダスト) 皮膚刺激性 カサギ - 眼刺激性 カサギ 強度の刺激性 50%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) 735 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 3,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂) 0.83(ダスト) 皮膚刺激性 データなし 眼刺激性 データなし	農薬(殺菌剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

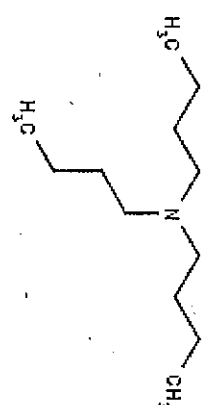
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1,1-ジメチルピロラジン	$ \begin{array}{c} \text{H}_3\text{C} \\ \diagdown \\ \text{N} \text{---} \text{NH}_2 \\ \diagup \\ \text{H}_3\text{C} \end{array} $ <p> $\text{C}_2\text{H}_8\text{N}_2$ / $\text{NH}_2\text{-N}(\text{CH}_3)_2$ 分子量 60.1 CAS No. 57-14-7 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：無色の発煙性、吸湿性の液体 沸点：64℃ 融点：-58℃ 相対蒸気密度：2.1 (空気=1) 密度：0.79g/cm ³ (20℃) 蒸気圧：13.7kPa (20℃) 溶解性：水；非常によく解ける (1000g/L)。エタノール、エーテル、メタノールに易溶 引火点：-15℃ (引火性液体)	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 122 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 770 急性吸入毒性 LC ₅₀ (ppm (4hr)) ラット 252 (蒸気) マウス 172 (蒸気)	合成繊維・合成樹脂の安定剤及び黄色変色防止剤、医薬品や農薬の原料、界面活性剤

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

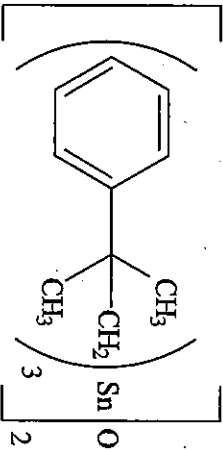
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
トリブチルアミン	 <p> $C_{24}H_{57}N$ / $(CH_3CH_2CH_2CH_2)_3N$ 分子量 185.3 CAS No. 102-82-9 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀: 無色～黄色の吸湿性液体 沸点: 216°C 融点: -70°C 相対蒸気密度: 6.4 (空気=1) 相対比重: 0.78 (水=1, 20°C) 蒸気圧: 12.5Pa (=0.0934mmHg, 25°C) 溶解性: 水: 1.42mg/L (25°C) エタール、エーテルに可溶 引火点: 63°C 安定性・反応性: 酸化剤、強酸と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 421 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 195 急性吸入毒性 LC ₅₀ (ppm, mg/L (4hr)) ラット 90ppm/4hr (=0.69mg/L (4hr)) (蒸気) 皮膚刺激性 ササギ + 眼刺激性 ササギ +	防錆剤、腐食防止剤、医薬品や農薬の原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

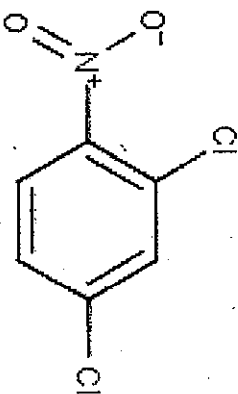
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ヘキサキス(β,β-ジメチルプロピオニル)ジスタンノキサン(別名酸化プロピニドスズ)	 <p style="text-align: center;"> $C_{50}H_{78}O_2Sn_2$ 分子量 1052.7 CAS No. 13356-08-6 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀: 白色粉末固体 沸点: 測定不能(280°C以上で分解) 融点: 140~145°C 密度: 1.31 (g/cm ³) 蒸気圧: 3.9 × 10 ⁻⁸ Pa (20°C) 溶解度: 水 15.78 × 10 ⁻⁶ g/L ヘキサン 3.49g/L カリウム 182g/L イソプロパノール 25.3g/L トリエチル 70.1g/L テトラヒドフラン 4.92g/L 酢酸エチル 11.4g/L ジクロロメタン 310g/L 安定性: 280°C以下で安定 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♀) 1681 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂) > 0.046 (ダスト) 皮膚刺激性 EPIDERM (in vitro) - 眼刺激性 HET-CAM (in vitro) -	農薬 (殺虫剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。


劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	 <p> $C_6H_3Cl_2NO_2$ 分子量 192.0 CAS No. 611-06-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：黄色の結晶固体(又は黄色の液体) 沸点：258℃ 融点：29～31℃ 相対蒸気密度：6.6 (空気=1) 密度：1.54g/cm ³ (15℃) 蒸気圧：1.0Pa (=0.0075mmHg, 25℃) 溶解性：水：200mg/L (25℃) エタノール、エーテルに可溶 引火点：112℃ 安定性・反応性： 強酸化剤、強塩基と反応	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 379 ラット(♀) 385 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 921 急性吸入毒性 データなし 皮膚腐食性 ササギ - 眼刺激性 ササギ -	高圧用潤滑油の添加剤、加硫促進剤、殺菌剤、植物保護製品や染料の製造原料、有機合成原料

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

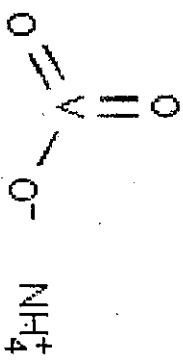
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,3-ジブロモプロパン-1-オール	 <p style="text-align: center;"> $C_3H_6Br_2O$ 分子量 217.9 CAS No. 96-13-9 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色液体 沸点: 219°C 融点: 8°C 相対蒸気密度: 7.5 (空気=1) 相対比重: 2.1 (水=1) 蒸気圧: 12Pa (=0.09mmHg, 25°C) 溶解性: 水; 52g/L (25°C) アセトン、エタール、エーテル、ベンゼンに可溶 引火点: > 110°C 安定性・反応性: 強酸化剤と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 681 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 361 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 9.92 (ミスト) 皮膚腐食性 ラット - 眼刺激性 ラット +	難燃剤や医薬品及び農薬の製造中間体

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

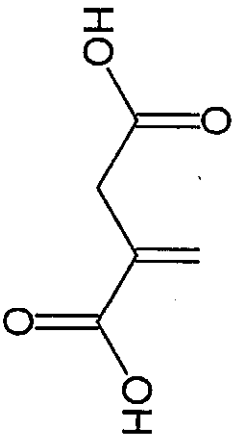
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
メタバナジウム酸アンモニウム	 <p> $\text{NH}_4\text{VO}_3 / (\text{NH}_4)^+ (\text{VO}_3)^-$ 分子量 117.0 CAS No. 7803-55-6 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：白色～淡黄色の結晶性粉末 融点：— (200°Cで分解) 密度：2.33 (g/cm ³) 溶解性：水：4.8g/L (20°C) モノ及びジエタールアミンに易溶 引火性：不燃性	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 218 ラット(♀) 141 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット > 2,500 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂) 2.61 ラット(♀) 2.43 皮膚刺激性 データなし 眼刺激性 データなし	接触法硫酸製造用触媒、ナフタリン・オキシレンの空気酸化による無水フタル酸製造用触媒、ベンゼンからの無水マレイン酸製造用触媒等の製造、陶磁器(タイル)の着色顔料、試薬

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>2-メチリデンプロパン二酸 (別名メチレンコハク酸)</p>	 <p>C₅H₆O₄ 分子量 130.099 CAS No. 97-65-4</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p>外觀：白色結晶性粉末 沸点：268℃ 融点：162～164℃ 水溶解度：83g/L 安定性：常温で安定 反応性：常温で反応なし</p>	<p>原体： 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット > 2,000 急性吸入毒性 省略 本剤はくん蒸剤、くん煙剤等当該農薬の有効成分を酸化させて使用しないため(13生産第 3986 号の4. 試験成績の提出の除外について(2)の③)。</p> <p>皮膚刺激性 ウサギ 軽度の刺激性 眼刺激性 ウサギ 重度の刺激性 腐食性あり</p>	<p>農薬(摘花・摘果剤)、合成樹脂原料、塗料</p>

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

農業用品目へ収載するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
五 炭化メチル	$ \begin{array}{c} \text{H} \\ \\ \text{H}-\text{C}-\text{I} \\ \\ \text{H} \end{array} $ <p> CH₃I 分子量 141.95 CAS No. 74-88-4 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：淡黄色液体 沸点：42℃ 融点：-66.5℃ 密度：2.27g/cm ³ (25℃) 蒸気圧：39393.85Pa (20℃) 水溶解度：13.13g/L (20℃) 安定性：常温で安定	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 79.8 ラット(♀) 132 マウス(♂) 155 マウス(♀) 214 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ササギ(♂♀) >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット(♂♀) 691ppm (3.9mg/L) (蒸気) 皮膚刺激性 ササギ 中等度の刺激性 眼刺激性 ササギ 重度の刺激性	農薬(くん蒸剤)

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二四五)

(省 令)

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務三四)

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三一)

(告 示)

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(法務三九五)

○日本国に帰化を許可する件(同三九六)

○ナンプラ州中学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三二五)

○第五次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二一六)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁二二)

○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件(国土交通一〇三七)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同二〇三八)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同二〇三九、一〇四〇)

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同二〇四一)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件(環境一三四)

○国会事項

○人事異動

○内閣 法務省 外務省

○皇室事項

○官庁報告

○官庁事項

○農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について(農林水産省)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示(佐賀労働局最低賃金公示一)

(資 料)

閣議決定等事項
日本と世界の天候(平成二十四年八月)
(速報)(気象庁)

(公 告)

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、司法書士法人懲戒処分、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係
特殊法人等
平成二十三年度共済組合の決算(農林水産省・林野庁) 関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二四五号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。

(第一関係)

(一) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

(二) 二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤(二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン五〇パーセント以下を含有するものを除く。)

(三) 一・一・ジメチルヒドレンジン及びこれを含有する製剤

(四) トリプチルアミン及びこれを含有する製剤

(五) ヘキサキス(β・β・ジメチルフェネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンブタス)及びこれを含有する製剤

次に掲げる物を劇物に指定することとした。

(第二関係)

(一) 二・四・ジクロロ・一・ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

(二) 二・三・ジシアノー・四・ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)五〇パーセント以下を含有する製剤

(三) 二・三・ジプロモプロパン・一・オール及びこれを含有する製剤

(四) メタパナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

(五) 二・メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

この政令は、平成二十四年一月一日から施行することとした。

政 令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年九月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百二号）第二十三条の八並びに別表第一第一十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤

第一条第十号の次に次の一号を加える。

十の四 二・三・ジシアノ一・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・ジシアノ一・四・ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

第一条中第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 一・一・ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 トリプチルアミン及びこれを含有する製剤

第一条第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六 ヘキサキス（β・β・ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンタス）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(89)を削り、(90)を(89)とし、(91)から(170)までを(90)から(169)までとし、同項中第四十一号の三を第四十一号の四とし、第四十二号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 二・四・ジクロロ一・ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十号の六を第五十号の七とし、第五十号の二から第五十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 二・三・ジプロモプロパン一・オール及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十五号の三を削り、第五十五号の四を第五十五号の三とし、第五十五号の五を第五十五号の四とし、第九十八号の八を第九十八号の十とし、第九十八号の五から第九十八号の七までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の四を第九十八号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八の六 二・メチレンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の一号を加える。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一

一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二十一条第三十二号、

第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号

に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二

一条第一項第三十二号(89)に掲げる物（新令第一号第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該

当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業について

は、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条 第七

条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月

三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）次項にお

いて同じ。）及び第三項の規定は、適用しない。

4 新令第一号第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及

び被包にそれぞれ法第十二号第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成

二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しな

い。

5 この政令の施行前にした旧令第二号第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

省 令

○法務省令第三十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法平

成十六年法律第百二十三号）第七條（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記

法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定

に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する

省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日 法務大臣 滝 実

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

次のように改正する。

別表福島地方法務局の部郡山支局の款同支局の項中 「郡山市」を「須賀川市」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

河支局の款同支局の項中 「東白川郡」を「石川郡の内」に改め、同部白

第二条 登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 横浜地方法務局厚木支局管内神奈川県横浜市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局西瀬二宮支局で取り扱われる。

第七条第四項を削り、同条第五項中「御前崎市御前崎、白羽及び港、牧之原市並びに」を「牧之原市及び」、同項を同条第四項中「須賀川出張所」を「及び富岡出張所」に改める。

第三十六条中、「富岡出張所及び須賀川出張所」を「及び富岡出張所」に改める。

附則

この省令は、平成二十四年九月九日から施行する。ただし、第一条中別表をいたまた地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

○厚生労働省令第三百三十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のように改める。

九二・三・ジシアノール・四・ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・ジシアノール・四・ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

十 削除

別表第一毒物の項第二十号及び第二十号の二を次のように改める。

二十（ヘキサキス（β・β）ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤

二十の二（ヘキサクロロヘキサヒドロメタノペンソジオキサチエピンオキサライド及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中（79）を削り、（80）を（79）とし、（81）から（146）までを（80）から（145）までとする。

別表第一劇物の項第五十二号から第五十八号の三までを次のように改める。

五十二 ニメチレンジンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

五十三から五十八の三まで 削除

別表第一劇物の項第六十一号を次のように改める。

六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤

附則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○環境省令第二十八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、環境省定員規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

環境大臣 細野 素志

環境省定員規則

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条 環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一、五三七七人	うち、一人は、特別職の職員の内定員とする。
原子力規制委員会	四七三人	事務局の職員の内定員とする。
合計	二、〇一〇人	

（本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員）
第二条 本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省または原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

附則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

告示

○法務省告示第三百九十五号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九号第三号第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第四十七号）第二十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農用資産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第二十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第二十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

登記所

指定の効力が生ずる日
平成二十四年十月九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務（横浜地方法務局厚木支局の管轄に属する事務に限る。）が横浜地方法務局の支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局郡山支局及び白河支局

附則

この告示は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

○法務省告示第三百九十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

登記所

指定の効力が生ずる日
平成二十四年十月九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務（横浜地方法務局厚木支局の管轄に属する事務に限る。）が横浜地方法務局の支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局郡山支局及び白河支局

附則

この告示は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

○法務省告示第三百九十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

登記所

指定の効力が生ずる日
平成二十四年十月九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務（横浜地方法務局厚木支局の管轄に属する事務に限る。）が横浜地方法務局の支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局郡山支局及び白河支局

附則

この告示は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

○法務省告示第三百九十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

登記所

指定の効力が生ずる日
平成二十四年十月九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十七号）の規定によりその商業登記の事務（横浜地方法務局厚木支局の管轄に属する事務に限る。）が横浜地方法務局の支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局郡山支局及び白河支局

附則

この告示は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実

○法務省告示第三百九十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十一日

法務大臣 滝 実